

令和8年度モビリティ・マネジメント事業の実施

【モビリティ・マネジメントとは】

「過度に自動車に頼る状態」から、「公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に（＝かしこく）利用する状態」へと少しずつ変えていく一連の取り組みを意味するもの

丹波市地域公共交通活性化協議会では、令和5年3月策定の丹波市地域公共交通計画に基づき、若い世代に公共交通の重要性を学ぶ機会を創出するため、本年度より学校に出前授業を実施します。（年度ごとに市内小中学校で継続的に実施予定）

【令和8年度モビリティ・マネジメント】

○山南中学校

7月に1年生83名を対象に実施予定

- ・出前授業「普段の移動について見直してみよう」をテーマにグループワークを行った。
- ・路線バス乗車マナー講習

○和田小学校

2学期中に6年生28名対象に実施予定

- ・出前授業 公共交通についての話「私たちのくらしと公共交通」
- ・ミニゲーム「交通すごろく」で学ぶ

2. 高齢者外出支援事業について 【介護保険課】

(1) 利用実績【令和6年度・令和7年度】

(令和8年3月31日現在)

バス・デマンド（予約）型乗合 タクシー・タクシー共通券※ ¹ 100円券×30枚（1人当たり）	R6年度	R7年度
交付人数	685人	588人
使用枚数	9,980枚	9,345枚
	内訳（割合）	内訳（割合）
バス※ ²	1,277枚（12.80%）	1,197枚（12.81%）
デマンド（予約）型乗合タクシー	5,815枚（58.26%）	5,480枚（58.64%）
タクシー	2,888枚（28.94%）	2,688枚（28.55%）

※¹使用上限枚数は、1乗車につき3枚まで

※²使用枚数は鴨庄ふれあいバスを含む

福祉による移動施策について

1. 丹波市福祉送迎サービス（おでかけサポート）事業について 【障がい福祉課】

（1）登録者数

（単位：人）

対象者	利用券枚数	令和5年度 (令和6年3月31 日時点)	令和6年度 (令和7年3月31 日時点)	令和7年度 (令和8年3月31 日時点)
要介護者（要介護2から要介護5まで）の方、身体障害者手帳1種（内部障害を除く）・療育手帳（A判定）・精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている方、難病患者の方	年間 120枚 内訳 通院用72枚 社会的交流・買物用48枚	345	330	333
身体障害者手帳1種（内部障害）・療育手帳（B判定）・精神障害者保健福祉手帳（2級・3級）の交付を受けている方	年間 60枚 内訳 通院用60枚	95	95	96
人工透析患者の方	治療通院に必要な枚数	24	18	19
合計		464	443	448

（2）利用区分別延利用人数

（単位：人）

利用区分		令和5年度 (令和6年3月31日 時点)	令和6年度 (令和7年3月31日 時点)	令和7年度 (令和8年3月31日 時点)
通院用	車椅子	2,261	957	868
	車椅子以外	7,359	7,463	6,180
社会的交流・買物用	車椅子	378	396	605
	車椅子以外	848	876	1,332
キャンセル		64	36	46
合計		10,910	9,728	9,031

丹波市地域公共交通活性化協議会規約

(設置)

- 第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うため、丹波市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所)

- 第2条 協議会の事務所は、兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地、丹波市役所内に置く。

(所掌事務)

- 第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事務を行う。
- (1) 交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
 - (2) 交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
 - (3) 交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。

(組織)

- 第4条 協議会は、丹波市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の委員をもって組織する。

(任期)

- 第5条 委員の任期は、交通会議の任期と同一とする。ただし、第3条に規定する所掌事務が終了したときはその日までとする。

(役員)

- 第6条 協議会に会長、副会長、会計責任者及び監査員2名を置き、会長及び監査員は委員の互選によりこれを定め、副会長は委員のうちから会長が指名し、会計責任者はふるさと創造部長をもって充てる。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
 - 4 会計責任者は、次に掲げる事務を分掌する。
 - (1) 歳入歳出予算の収支及び決算に関すること。
 - (2) 現金の出納保管に関すること。
 - (3) 現金の記録管理に関すること。
 - (4) 支出命令の審査に関すること。
 - 5 監査員は、協議会の会計監査を行い、その結果を協議会において報告する。

(会議)

- 第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、その委員の代理の者を出席させることができる。この場合において、代理として出席した者は、委員とみなす。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第8条 第3条に掲げる事項について専門的な調査及び検討、交通計画の実施等を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(事務局)

第9条 協議会の業務を処理するため、ふるさと創造部ふるさと定住促進課に事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第10条 協議会の経費は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第11条 協議会の予算の編成、現金の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(協議会の解散等)

第12条 協議会が解散したときは、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成21年4月6日から施行する。

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

この規約は、平成25年10月1日から施行する。

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

この規約は、令和4年3月4日から施行する。

○丹波市地域公共交通会議設置要綱

平成19年 8 月17日

告示第595号

改正 平成23年 3 月29日告示第226号

平成30年 3 月13日告示第121号

令和 2 年 1 月23日告示第31号

令和 3 年 3 月 9 日告示第101号

(目的)

第1条 この要綱は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、丹波市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置することを目的とする。

(所掌事務)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の事情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様並びに運賃及び料金等に関する事項
- (2) 市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(委員)

第3条 交通会議の委員（以下「委員」という。）は、20名以内で構成し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市長が指名する丹波市職員
 - (2) 一般旅客自動車運送事業者
 - (3) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体に属する者
 - (4) 住民又は利用者
 - (5) 神戸運輸監理部長又はその指名する者
 - (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体に属する者
 - (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者
- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 第1項各号（第4号及び第7号を除く。）に掲げる委員は、特別の理由があるときは、交通会議に代理人を出席させることができる。

(会長及び副会長)

第4条 交通会議に会長及び副会長各1名を置き、会長は、委員の互選によりこれを定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会議は、原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

(幹事会)

第6条 会長は、第2条に規定する事項の審査その他交通会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会は、第3条に規定する委員のうちから、会長が選任する。
- 3 幹事会は、必要に応じて、第1項に規定する事項に係る者から意見を聴くことができる。

(庶務等)

第7条 交通会議の庶務は、ふるさと創造部ふるさと定住促進課において処理する。

- 2 地域公共交通に関する相談、苦情その他については、ふるさと創造部ふるさと定住促進課を窓口として対応する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が会議に諮り、これを定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- (特例措置)
- 2 この要綱の施行の日以後最初の委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。
 - 3 この要綱の施行の日以後に開かれる最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則 (平成23年3月29日告示第226号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月13日告示第121号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年1月23日告示第31号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月9日告示第101号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。